

豊中市こどもの居場所ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市子育て・子育て支援行動計画に基づき、地域における多様なこどもの居場所づくりを公民協働で充実し、それぞれの居場所や地域団体、公共機関等がつながりあうことで、こどもを地域全体で健やかに育む環境づくりや学校園を核としたセーフティネット体制の充実によるこどもの未来応援施策の推進、地域共生社会の実現を目的とする。

(こどもの居場所コーディネーター)

第2条 地域の実情に応じこどもの居場所づくりを支援し、こどもの多様な交流・体験機会を充実するとともに、支援が必要なこどもを発見して関係機関等につなぐ仕組みづくりを推進することで、こどもの権利の保障に資するため、こどもの居場所コーディネーターを配置する。

2 こどもの居場所コーディネーターは、事業全体及び市域の業務を進める市域コーディネーターと、おおむね日常生活圏域を単位に、担当する圏域内の業務を進める圏域コーディネーターを配置する。なお、圏域コーディネーターは、段階的に配置するものとする。

3 こどもの居場所コーディネーターは以下の各号の業務に従事する。

- (1) 様々な主体が担う居場所に関する資源の把握
- (2) 地域の実情に応じた居場所の充実に向けた活動の企画・調整
- (3) 居場所団体・事業者等の支援、人材育成
- (4) こどもと居場所のコーディネート、関係機関等との連絡調整
- (5) こどもの居場所ネットワーク会議の実施
- (6) その他市長が定める業務

(こどもの居場所ネットワーク加盟団体等)

第3条 地域全体でこどもを見守るため、以下の要件を満たす居場所の提供を行う又はその居場所活動を応援する団体・法人及び個人（以下、団体等という。）で、市の居場所づくり事業に協力する団体等については、市は、次項に基づきこどもの居場所ネットワークの加盟団体等として登録を行う。

- (1) こどもが無料又は低額で利用できる、こども食堂や学習支援等の居場所の実施団体等
- (2) こどもが無料又は低額で自由に過ごせる居場所の提供を行う施設を有する団体等
- (3) 前2号の団体等を人材、金銭、物資等で応援する団体等

- (4) その他市長が必要と認める団体等
- 2 こどもの居場所ネットワークに加盟を希望する団体等は、申込書（様式1）を市に提出する。
- 3 前2項に関わらず、以下に該当する団体等で市が適当でないと認めた時は、登録を行わないことができる。
- (1) 宗教活動及び特定の政治活動を主目的に居場所の提供等を行う団体等
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に規定する営業に該当する業種の団体等
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定するものをいう。）等または構成員に暴力団員（同法同条第6号に規定するものをいう。）を含む団体等またはそれらと密接な関係を有する団体等
 - (4) こどもの人権の尊重や、こどもの最善の利益の実現、こどもが個性や能力を発揮できる機会の提供といったこどもの健やかな育ちの推進に反する行為またはそのおそれがあると認められる団体等
 - (5) その他市が適当でないと認める団体等
- 4 市は、加盟団体等の相互の情報共有やつながりづくりを行うとともに、加盟団体等に対して居場所づくりに必要な情報提供、及び居場所の充実に向けた加盟団体等の情報発信を必要に応じて行う。
- 5 加盟団体等の登録内容に変更があった場合は、加盟団体等は市に申し出ることとする。

（こどもの居場所ネットワーク加盟登録の取消し）

- 第4条 市は、次のいずれかに該当するときは、前条の登録の取消しを行うことができる。
- (1) 加盟団体等から、登録辞退届（様式2）の提出があった時。
 - (2) 第3条に掲げる要件等に該当しないことが判明した時
 - (3) 市からの連絡、照会時に、一定期間応答がない時
 - (4) その他市長が必要と認める時

（こどもの居場所ネットワーク圏域会議）

- 第5条 こどもの居場所ネットワーク加盟団体等の情報共有を行うため、おおむね日常生活圏域ごとに、「こどもの居場所ネットワーク圏域会議」（以下「圏域会議」という。）を設置する。
- 2 市域コーディネーターは、圏域コーディネーターと連携しながら圏域会議を主催する。

(こどもの居場所ネットワーク円卓会議)

第6条 こどもの居場所ネットワーク事業を円滑に推進するとともに、本事業を中心とした市が行うこどもの未来応援施策を検証し、現状課題や公民それぞれの役割等の認識を共有するとともに、豊中市域に渡る同施策の進捗を包括して把握するため、円卓会議を設置する。

2 円卓会議は「こどもまんなか円卓会議」と称し、こどもの居場所コーディネーターが主催し、こどもの居場所ネットワーク加盟団体等で構成する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月21日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1

豊中市こどもの居場所ネットワーク加盟登録申込書

豊中市長 様

豊中市こどもの居場所ネットワーク事業実施要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、次の通り届け出ます。なお、同要綱第 3 条第 3 項に該当する団体等ではありません。

年 月 日

登録項目		公開・ 非公開	記入欄
届出者	(フリガナ) 団体名又は個人名	公開	
	代表者職名・氏名 担当者氏名	公開	代表者： 担当者：
	住所	公開※	
	連絡先	公開※	電話： メール：
	活動内容	公開	☐ 居場所の実施・提供 ⇒下記「居場所概要」も記入 ☐ 居場所の応援（人材・金銭・物資・場所等による応援） ☐ その他（ ）
居場所概要	居場所等の名称	公開	
	開催場所	公開	☐ 「届出者 住所」と同じ ☐ その他（ ）
	開催日時	公開	
	参加費	公開	
	参加受付方法	公開	☐ 当日 ☐ 随時 ☐ 事前申込み
	対象者	公開	
	HP・SNS等 アドレス	公開	HP： SNS：

※ 個人の場合は、非公開が可能ですので、ご連絡ください。

様式 2

豊中市こどもの居場所ネットワーク登録辞退届

豊中市長 様

豊中市こどもの居場所ネットワーク事業実施要項第 4 条第 1 号の規定に基づき、次の通り届け出ます。

年 月 日

届 出 者	(フリガナ) 団体名又は個人名	
	代表者氏名	
	連絡先	電話 メールアドレス
ネットワーク事業の名称		
直近の開催日		年 月 日
辞退理由		